

新潟市こども食堂物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材料費等の物価高騰の影響を受けているこども食堂が、安定的に継続して活動できるよう支援することを目的とした、新潟市こども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の給付について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてこども食堂とは、地域住民その他の団体が主体となり、無料若しくは低価格帯でこども及びその保護者等に食事並びにコミュニティの場を提供し、又は食事及び食材等を配布する活動をいう。

(給付対象事業)

第3条 支援金の給付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施されているこども食堂であること。
 - (2) 原則、2か月に1回以上活動すること。ただし、小中学校等の長期休み期間のみの活動とする場合は、年4回以上活動すること。
 - (3) 年間を通じて計画的に活動するとともに、2年以上継続して活動を継続すること、又は継続が見込まれること。
 - (4) 主な利用者が18歳未満のこどもとその保護者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、給付の対象としない。
- (1) 特定の個人又は団体の利益を目的とする活動
 - (2) 宗教活動又は政治的活動を目的とする活動
 - (3) その他公序良俗に反するなど適当でないと認められる活動

(給付対象団体)

第4条 支援金の給付対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) こども食堂を運営する市内に主たる活動拠点を有する団体であること。
 - (2) 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会が事務局を務める新潟市こども食堂ネットワークに参加している団体であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、給付の対象と

しない。

- (1) 宗教の教義・信仰の布教拡大を目的とする団体であること。
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある個人又は団体であること。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、支援金の額を変更することができる。

（支援金の給付要件）

第6条 支援金は給付対象事業のみに使用し、令和7年度中に全額を使用しなければならない。

（支援金の給付申請）

第7条 支援金の給付を受けようとする団体は、令和7年7月31日までに、次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 新潟市こども食堂物価高騰対策支援金給付申請書（様式第1号）
- (2) その他必要な書類

（給付決定及び通知）

第8条 市長は、支援金の給付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金の給付及び給付額、又は不給付の決定を行い、新潟市こども食堂物価高騰対策支援金（不）給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに支援金を給付するものとする。

（実績報告）

第9条 前条により給付の決定を受けた団体（以下「受給団体」という。）は、令和7年度の事業終了後、令和8年3月31日までに、新潟市こども食堂物価高騰対策支援金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(給付決定の取消し)

第10条 市長は、受給団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為があったとき。
- (2) 支援金を給付の目的以外に使用したとき。
- (3) その他関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合においては、規則第18条の規定を準用するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第12条 受給団体は、関係書類の整備及び保存においては、規則第19条の規定を準用するものとする。

(予算による制限)

第13条 この要綱に基づく支援金は、予算の範囲内において給付するものとする。

(情報の公表)

第14条 第7条の規定に基づき、支援金の給付を申請した団体の情報について、原則として公表する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月3日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

活動区分	開催頻度	支援金の額
定期開催	1か月～2か月に1回	50,000円
	1か月に2回	100,000円
	1か月に3回以上	150,000円
長期休暇 のみ開催	1年に4回以上8回未満	50,000円
	1年に8回以上12回未満	100,000円
	1年に12回以上	150,000円

新潟市こども食堂物価高騰対策支援金給付申請書 (兼 同意書)

(宛先)新潟市長

申請者 団体名

〒
団体所在地
区

代表者名

代表者と担当者が違う場合→ 氏名

連絡先

下記のとおり支援金の給付を申請します。

1. 事業概要

事業の名称 (こども食堂の名称)		
開催場所	所在地	
	建物名	

◎上記の内容について、要綱第14条の規定に基づき公表するとともに、関係機関に情報提供することについて同意します。

開催予定期間	(※令和7年7月1日以降、最初の開催日又は開催月から令和8年3月31日までを記載) 令和7年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
開催予定期日 (いずれか一方を記入)	定期開催の場合			
	長期休暇のみの開催の場合			
開催頻度 (いずれか一方にチェック)	定期開催	□ 1か月~2か月に1回	長期休暇のみ開催	□ 1年に4回以上8回未満
		□ 1か月に2回		□ 1年に8回以上12回未満
		□ 1か月に3回以上		□ 1年に12回以上
利用者負担金	【こども】未就学児:_____円 小学生:_____円 中学生:_____円 高校生:_____円			
	【おとな】保護者:_____円 その他()			
1回ごとの参加者等見込数	こども()人	保護者()人	ボランティア()人	運営者()人
				合計()人

2. 給付申請額

_____円

 給付を受けた支援金は、上記事業のみに使用し、令和7年度中に全額を使用します。

↑上記の内容を確認のうえ、チェックしてください。

3. 添付書類

- (1) 宣誓書
- (2) 口座振込申込書(兼受領委任状)
- (3) 振込先口座の通帳の写し

新政第 号
令和 年 月 日
様

新潟市長 中原 八一 印

新潟市こども食堂物価高騰対策支援金（不）給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市こども食堂物価高騰対策支援金については、次のとおり（不）給付の決定をしたので通知します。

記

1 支援金の名称 新潟市こども食堂物価高騰対策支援金

2 紙付決定額（不交付の理由） 円

新潟市こども食堂物価高騰対策支援金 実績報告書

(宛先) 新潟市長

申請者 団体名

団体所在地 〒

区

代表者名

代表者と担当者が違う場合→ 氏名

連絡先

新潟市こども食堂物価高騰対策支援金の使用実績について、下記のとおり報告します。

1. 事業の名称及び給付済額

事業の名称 (こども食堂の名称)	
給付済額	円

2. 事業実績について

事業実施期間	令和7年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業実施回数	計 回
申請時の予定開催頻度 (いずれか一方にチェック)	<input type="checkbox"/> 定期開催の場合 <input type="checkbox"/> 1か月~2か月に1回 <input type="checkbox"/> 1か月に2回 <input type="checkbox"/> 1か月に3回以上 <input type="checkbox"/> 長期休暇のみの 開催の場合 <input type="checkbox"/> 1年に4回以上8回未満 <input type="checkbox"/> 1年に8回以上12回未満 <input type="checkbox"/> 1年に12回以上
実際の開催頻度 (当てはまるほうに○を記入)	<input type="checkbox"/> 申請時の予定どおり実施した。 <input type="checkbox"/> 申請時の予定どおり実施できなかった。
開催頻度が減少した場合 はその具体的な理由	
支出額 (事業実施にかかった毎月の支出額を記入)	7月 円 8月 円 9月 円 10月 円 11月 円 12月 円 1月 円 2月 円 3月 円 合計 円

**支援金は申請した事業のみに使用し、全額を使用しました。**↑上記の内容を確認のうえ、○を記入してください。○の記入がない場合、要綱の規定により返還を求める場合があります。